

資料 1

佐賀県県立高等学校再編整備審議会答申 (H14. 2. 5) 骨子	佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会答申 骨子 (案)
はじめに	はじめに (資料 2) P. 1)
I 県立高等学校の現状と課題 (略)	I 県立高等学校の現状と課題 (資料 2) P. 2)
II 近年の本県高等学校教育改革 (略)	II 再編整備審議会答申及び再編整備第一次実施計画・第二次実施計画 (資料 2) P. 5)
III 県立高等学校の再編整備の基本的な考え方	III 生徒減少期に対応した県立高等学校再編の基本的な考え方
1 再編整備の必要性	1 生徒減少期に向けた対応の必要性 (資料 2) P. 8)
<ul style="list-style-type: none"> 本審議会においては、長期的・全県的な視野に立って、統合等により学校規模の適正化を図ることを検討するとともに、高等学校教育の質的充実を図る観点から、中高一貫教育や総合学科などの新しいタイプの学校を含めた県立高等学校の適正配置等について検討する必要があると考える。 高等学校の通学区域の設定についても、県立高等学校の再編整備との関わりがあるとの認識に立ち、諮問事項に明記されていないが、この審議会で併せて検討する必要があると考えるものである。 なお、再編整備の検討を行うに当たっては、生徒減少がほぼ落ち着きをみる 10 年後の平成 23 年度を 1 つの目安として検討することが適当である。 	<p>【これまでの審議会で出された意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒減少期に向けた対応の必要性について <ul style="list-style-type: none"> 長期的・全県的な視野に立って、学校規模の適正化と教育の質的充実を図る観点から、県立高等学校の再編整備を検討する。 卒業後の状況等も変化していることから、現在の普通科高校や専門高校の在り方についての検討を踏まえる必要がある。 生徒に対する教育の質を検討の軸として、県立高等学校の在るべき姿を実現できるような対応が必要である。 再編整備計画期間について <p>これから再編整備期間については、概ね 10 年間とすることが妥当である。</p>
2 県立高等学校の適正規模と再編基準	2 県立高等学校の望ましい規模と再編基準
(1) 県立高等学校の適正規模	(1) 県立高等学校の望ましい規模 (資料 2) P. 9)
<ul style="list-style-type: none"> 今後、生徒減少期における県立高等学校の再編整備について検討を行うに当たっては、その前提となる適正規模について定めておく必要がある。 このため、県内外の高等学校の視察や県外の教育事情の調査を行うとともに、中学生や高校生、及びその保護者などへのアンケート調査を実施するなどして、本県における県立高等学校の望ましい規模について検討した結果、次のような結論を得た。 	<p>【これまでの審議会で出された意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 望ましい規模を論じる視点について <ul style="list-style-type: none"> 「望ましい規模」とは、高等学校の「るべき姿」を考えた上の規模と考える。 それぞれの高等学校において、進路志望を実現できる学力をつける、進路保障ができるような学校規模にすることが重要である。 個々の生徒の適性に対応できる規模が必要である。 具体的な視点は以下の 4 点である。 <ol style="list-style-type: none"> 生徒同士が切磋琢磨、相互啓発の機会が得られるかどうか 生徒の学習ニーズに応える多様な教育課程の編成と高等学校教育の専門性の確保が可能かどうか 生徒会活動や部活動の活性化が図れるかどうか 施設・設備を効率的に利用できるかどうか
本県の県立高等学校全日制課程の適正規模は、多様な教育課程の編成、学校行事や生徒会の運営、部活動の活性化など、学校教育活動の活力を維持する観点から、現行の募集定員による学級数で、1 学年 4 学級から 8 学級 (160~320 人) とする。	

- ただし、この適正規模については、あくまで、望ましい規模であって、これ以外は認められないというものではないが、県立高等学校全日制課程においては、長期的には適正規模を目指す必要があると考える。

(2) 県立高等学校の再編基準

- 学校規模の適正化を図るとともに、高等学校教育の質的充実を図る観点から、再編する場合の基準を設けるなどして、県立高等学校の再編整備を進める必要があると考える。
- 再編する場合の基準は、次のように考える。

次のいずれかに該当する場合は、再編の対象校として検討する必要がある。

(1) 小規模の学校について

1学年2学級の学校で、近い将来、学級増が見込まれない場合、または、1学年3学級の学校で、近い将来、定員を維持することが困難となると見込まれる場合。

(2) 近隣の複数校について

近隣の複数校について、中高一貫教育の導入や総合学科の設置等により、特色ある新しい教育の展開を図ることができるとともに、より一層、生徒や保護者のニーズに応えることができる場合。

なお、高等学校の再編に当たっては、教育活動の活性化を目指した発展的統合となるよう配慮するとともに、再編後は1学年4学級から8学級の適正規模になるようにする必要がある。

3 県立高等学校の適正配置

(1) 全日制高等学校

本県の全日制高等学校については、普通科及び専門学科の学校、並びに総合学科及び中高一貫教育校などの新しいタイプの学校をバランスよく配置する観点から、次のような考え方を基本として適正に配置する必要がある。

- 県立高等学校の望ましい規模について
 - 九州の他県の例を見ると、普通科高校でも専門高校でも、県内で中心的な役割を果たしている高等学校の規模は1学年8～10学級であり、一定の規模は必要である。
 - 規模についての論点を考えると、1学年3学級は必要である。
 - 望ましい規模は4学級～8学級で、長期的にはこの規模を目指す必要があるが、3学級規模の高等学校については、学校の活力や教育効果の検証等を行なながら柔軟に対応することが適當である。

(2) 県立高等学校の再編基準 (資料2 P. 10、 資料3)

【これまでの審議会で出された意見】

- 再編基準について
 - 募集定員が2学級になったり、3学級規模であっても高等学校としての学校運営が困難な状況になった場合は、再編統合を実施する。
 - 前回の答申にあった「近隣の複数校の再編」については、現在新しいタイプの高等学校導入の予定はないことから、今回の答申には盛り込まない。
- 分校やキャンパス化について
 - 学校としてのまとまりを考えると課題があるが、地域の事情等に配慮する必要があるのであれば審議会で検討した方がいい。ただし、教育の質が維持されるかどうかが重要である。
- その他について
 - 再編計画を実施するまでの手続を示す必要がある。

3 県立高等学校の適正配置 (資料2 P. 11)

(1) 全日制高等学校

【前回の審議会で出された基本方針】

教育の機会均等に加え、高校教育の質的水準の維持・向上の観点から、県内各地区の中学校卒業者の推移、学科の地域バランス、地域のニーズ及び生徒・保護者の希望を踏まえ、全県的な視野に立って、学校、学科を適正に配置する。

- ・ おおむね平成 23 年度までの学科構成比の目安を踏まえ、地域の特色等も十分に考慮し、全県的に均衡のとれた学科の配置とする。
- ・ 地域ごとの生徒減少の状況を踏まえるとともに、学校選択の機会均等に配慮し、生徒が通学できる範囲に各学科や新しいタイプの学校を配置する。

① 普通科の配置に当たっての考え方

- ・ 既設の高等学校の教育課程の見直しや発展的統合等により、普通科教育の充実を図る必要がある。
- ・ 全県的な配置のなかで、中高一貫教育の導入を含めた再編整備をとおして、特色ある高等学校づくりを進める必要がある。

② 総合学科の配置に当たっての考え方

- ・ 既設の高等学校の発展的統合等により、地域の実情や生徒の志望動向に応じて、特色ある教育内容を提供する必要がある。
- ・ より多くの生徒が総合学科で学べるよう、通学できる範囲に 1 校程度設置する方向で検討する必要がある。

③ 専門学科の配置に当たっての考え方

- ・ 生徒・保護者のニーズや通学の便、各地域の特性等を考慮するとともに、全県的な視野に立ち、農業科、工業科、商業科及び家庭科の学科ごとの地域バランスを考慮した再編整備を進める必要がある。
- ・ 小規模化していく専門高校については、複数の学科を併置し、相互に科目選択ができる総合選択制などについても検討する必要がある。

④ 県立高等学校の学科構成比

- ・ 今後は、本県における総合学科へのニーズ等を加味して、次のような学科構成比をおおむね平成 23 年度までの目安として、再編整備の検討を行うことが望ましいと考える。

<学科構成比の目安>

	普通科	総合学科	農業科	工業科	商業科	家庭科
構成比	56～58	9～10	4～5	13～14	13～14	3

(注) 理数科、国際交流科は、普通科に含まれている。

なお、詳細については、各学科の在り方（活性化方策）について今後協議し、最終答申に盛り込む。

① 普通科の在り方（活性化方策）

最終答申で記述

② 総合学科の在り方（活性化方策）

最終答申で記述

③ 専門学科の在り方（活性化方策）

最終答申で記述

④ 県立高等学校の学科構成比

大学科ごとの比率まで定めるかどうかを今後協議し、最終答申に盛り込む。
(普職比率程度までを想定)

⑤ 中高一貫教育校の配置に当たっての考え方

- 既設の高等学校の発展的統合等をとおして、それぞれの地域に応じた中高一貫教育の導入を図る必要がある。
- 入学を希望するより多くの児童に中高一貫教育が提供できるよう、通学できる範囲に1校程度、併設型中高一貫教育校を設置する方向で検討する必要がある。

(2) 定時制・通信制高等学校の配置の考え方

- 今後、生徒の志願動向や転編入学者の状況等の調査・研究を更に行なうなどして、定時制・通信制高等学校の適正配置について検討を進めが必要がある。

4 県立高等学校の通学区域

本県における県立高等学校の通学区域検討については、次のように考える。

- 生徒や保護者の学校選択幅の拡大を進める観点から、通学区域を拡大する方向で検討する必要がある。

おわりに

- この答申は、生徒減少期における佐賀県立高等学校の再編整備について、その基本方向を述べたものである。したがって、県教育委員会におかれでは、本答申の趣旨を踏まえられ、今後、更に具体的な検討を重ね、長期的・全県的視野に立った再編整備の実施計画を、できるだけ早期に策定されることを期待するものである。
- また、県立高等学校の再編整備の推進に当たっては、教育関係者はもとより、保護者及び多くの県民各層の理解と協力が得られ、本県高等学校教育がますます発展することを心から願うものである。

⑤ 中高一貫教育校の在り方

更なる整備の必要性も含め、最終答申で記述

(2) 定時制・通信制高校の在り方

最終答申で記述

4 県立高等学校の通学区域 (資料2 P. 11、資料4)

【これまでの審議会で出された意見】

- 普通科高校の教育の充実を考えた場合、学校選択の拡大が必要である。
- 全国的にも通学区域は拡大の方向にあり、佐賀県は面積も狭いことから通学区域を全県一学区としてもよい。
- 生徒や保護者のニーズに応えるとともに、高等学校教育の質的充実を図る観点から通学区域を検討する必要がある。